

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○建築基準法による道路位置の指定の取消し……………
…（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…
○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………
…（環境局環境改善部化学物質対策課）…

公告

○特定開発行為に関する対策工事等の完了……………
…（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…

告示

●東京都告示第九百六十一号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。
なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備えて縦覧に供する。

令和七年十月六日

東京都多摩建築指導事務所長

茂 木 竜 一

取消しに係る道路の種類	取消年月日	取消しに係る道路の位置	取消しに係る道路の延長及び幅員（単位メートル）
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	令和七年九月二十二日	東村山市野口町二丁目六番六及び同番十の各一部	延長 二三・四〇 幅員 四・〇〇

●東京都告示第九百六十二号

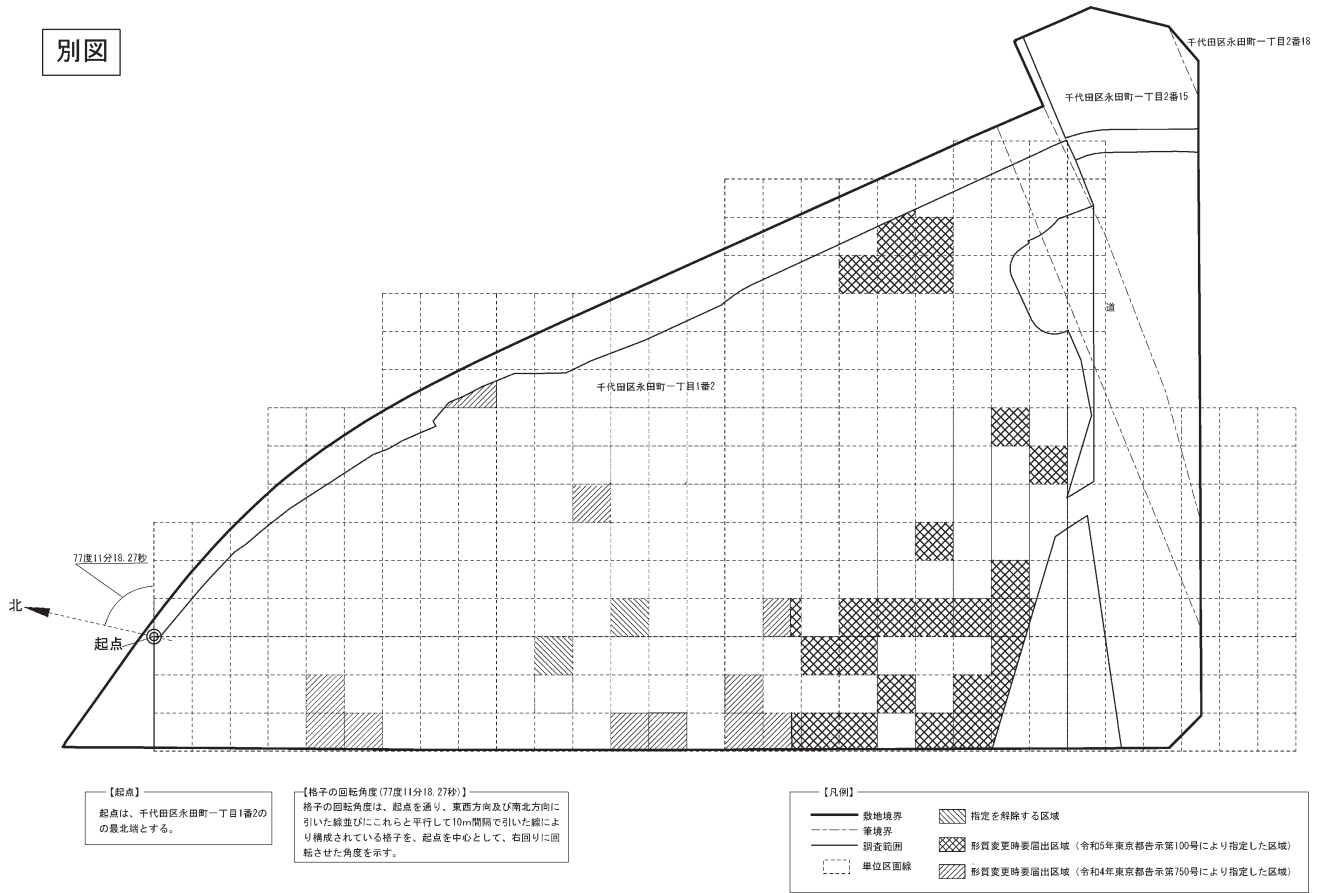
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和四年東京都告示第七百五十号及び令和五年東京都告示第百号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十月六日

東京都知事 小 池 百合子

- 指定を解除する区域 別図のとおり（千代田区永田町一丁目地内）
- 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
電話 〇三(五三二)一一一一(代)
郵便番号 163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)
三〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)
郵便番号 113-0001



リサイクル適性
この用紙は、リサイクル紙のうえに
リサイクルされています。

公 告

特定開発行為に関する対策工事等の完了につ
いて

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に
関する法律(平成十二年法律第五十七号)第十条第一項の
規定に基づき許可した次の特定開発行為に関する対策工事
等は、完了した。

令和七年十月六日

東京都多摩建築指導事務所長

茂 木 竜 一

特定開発区域又は工区
に含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

稲城市大字坂浜字十八号千三 多摩市乞田千二百五十一番
百六十六番四、同番十八の一 地
部、同番二十五から同番四十 株式会社デザイン・ウェー
三まで、字十九号千四百四十 ブ
五番一、同番七から同番十ま 代表取締役 竹川 大貴
で、同番十地先、同番十一か
ら同番十四まで、同番十四地
先、同番十五から同番三十九
まで並びに千四百四十六番四
及び千四百四十七番十一の各
一部、同番六十九、同番七十
一から同番七十四まで、同番
七十六並びに同番七十七